

健感発0823第1号
平成30年8月23日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成30年厚生労働省告示第
309号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において四種病原体等は施設基準、使用基準等の規制を設けており、また当立入検査を拒む等の場合については罰則規定を設けている等管理の徹底を図っているところである。一方、感染症法第6条第23項に基づき、四種病原体等のうち、医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものについては、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号。以下「告示」という。）によって厚生労働大臣が指定し、感染症法の規制対象から除外することとなっている。

今般、感染症法第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそれが

ほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定し、当該病原体に係る感染症法上の規制等を解除する。

インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス (血清亜型が H 7 N 9 であるものに限る。)

・ IDCDC-RG56N (A/Guangdong/17SF003/2016 (H 7 N 9))

2 適用期日

平成 3 0 年 8 月 2 3 日から適用すること。